

## 公 告 ( 公 示 送 達 )

地方税法（昭和25年法律第 226号）第20条の2及び西脇市税条例（平成17年西脇市条例第88号）第18条の規定により、次の書類を公示送達します。

令和8年6月 日

兵庫県西脇市長 片 山 象 三

(1/1)

公示送達する書類の名称	送達を受けるべき者の 住所又は所在地	送達を受けるべき者の 氏名又は名称	摘 要
令和8年度 軽自動車税 納付通知書兼領収証書兼納税証明書	加東市下滝野1丁目	本村 健悟	住民票住所に不在
令和8年度 軽自動車税 納付通知書兼領収証書兼納税証明書	姫路市飾磨区中島	諏訪 翔太	住民票住所に不在
備考 1 上記の書類は、地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに送達があったものとみなされます。 2 上記の書類は、西脇市長が保管していますので、申出があればいつでも交付します。			